令和3年11月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

●香川県広域水道企業団告示第3号

令和3年11月8日午後2時30分香川県広域水道企業団議会定例会を高松市番町四丁目香川 県庁本館21階特別会議室に招集する。

令和3年11月1日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

令和3年11月8日(月曜日) 午後2時30分開会

出席議員 24名

大山	一郎	君	中村	順一	君
黒島	啓	君	山田	正芳	君
樫	昭二	君	西川	昭吾	君
木村	篤史	君	吉峰	幸夫	君
竹内	俊彦	君	佐藤	好邦	君
山本	直久	君	福部	正人	君
斉藤	義明	君	林野	忠弘	君
間嶋	三郎	君	井上	弘志	君
為広	員史	君	木場	隆司	君
中松	和彦	君	富田	修司	君
井上	弘治	君	河野	雅廣	君
隅岡	美子	君	川原	茂行	君

欠席議員 3名

 神内 茂樹 君
 大賀 正三 君

 眞鍋 籌男 君

出席関係者

 企業長
 長海田
 恵
 造

 副企業長
 大四
 秀人

 副企業長
 谷川
 俊博

 副企業長
 高木
 孝征

 代表監査委員
 石垣
 年

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 議席の指定
- 第 4 議案第 1号 令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案
- 第 5 議案第 2号 香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 議案第 3号 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例及び香川 県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 議案第 4号 香川県広域水道企業団情報公開条例及び香川県広域水道企業団個 人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 議案第 5号 香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 議案第 6号 香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10 議案第 7号 令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び 未処分利益剰余金の処分について
- 第11 議案第 8号 令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認 定及び未処分利益剰余金の処分について
- 第12 発議案第1号 香川県広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則議案

○議長(大山一郎君)御起立願います。御一礼願います。

(互礼)

○議長(大山一郎君)御着席ください。開会に先立ちまして、企業長から、今期定例会招集の御挨拶があります。

浜田企業長。

(企業長浜田恵造君登壇)

〇企業長(浜田恵造君)本日、令和3年11月香川県広域水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

今議会に提案いたしました議案は、予算議案1議案、予算外議案7議案でございます。 予算外議案には、東かがわ市内の水道料金について、令和4年4月から、全体として10% の改定を行うとともに、料金体系を用途別から口径別に移行するための条例改正議案が含まれております。

また、認定を求める令和2年度決算では、水道事業会計で30億円余の黒字となったところです。

企業団の運営、事業経営の指針である香川県水道広域化基本計画については、令和2年度決算等を踏まえ、施設整備計画及び財政収支見通しのローリングを行い、この中で、五名ダム再開発事業における新規水道用水の水源開発については、将来人口推計に基づく水需要予測により、既存の水源で対応できる結果となったことから、当該再開発事業には参画しないこととしております。

議案等の内容につきましては、後ほど、高木副企業長から御説明いたしますので、御審 議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、県内の新型コロナウイルス感染症の状況については、感染状況が落ち着いている 局面であるとはいえ、今後の再度の感染拡大につながらないよう十分に留意する必要があ ることから、県では、11月6日から当分の間、警戒レベルを「準感染警戒期」に位置付け、 引き続き、ワクチン接種のより一層の進捗により、所期の効果が得られ、一日も早く社会 経済が回復するよう全力で取り組んでいます。

企業団においても、対策本部会議を設置し、感染防止対策や、職員等に感染者が発生した場合でも、水道水の安定供給ができる体制づくりに取り組むとともに、新型コロナの影響により水道料金の支払いが困難となった方には、支払いの猶予を行っているところであります。

また、さる 10 月 8 日には、和歌山市で発生した水管橋崩落に伴い、応援給水隊の派遣要請があり、翌日、給水車 2 台、職員 6 名を和歌山市に向かわせ、10 日から 11 日にわたり、現地での応援給水活動を実施したところです。

なお、令和2年度からブロック統括センターが各地域の水道事業を担当しておりますが、 8月30日には、各市町への分散配置となっていた中讃ブロックを一箇所に集約し、名実と もに県内5箇所のブロック統括センターの体制が整いました。今後、ブロック化の効果を より発揮することができるよう業務の効率化に取り組んでまいります。

今後とも、持続可能な水道事業を構築するため、議員の皆様方におかれましては、当企業団の運営につきましてより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、 招集の御挨拶とさせていただきます。

(降壇)

○議長(大山一郎君)ただいまから令和3年11月香川県広域水道企業団議会定例会を開会し、 直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配付のとおりであります。 この際、諸般の報告をいたします。職員に朗読させます。

(職員朗読)

諸般の報告

- 1、企業長から、地方自治法 第292条において準用する同法第149条及び地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく議案8件を受理いたしました。
- 1、企業長から、地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定に基づく決算関係書類を受理いたしました。
- 1、企業長から、地方公営企業法第26条の規定に基づく繰越報告書を受理いたしました。
- 1、企業長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第1項の規定に基づく 報告書を受理いたしました。
- 1、企業長から、香川県広域水道企業団債権管理条例第14条の規定に基づく債権放棄報告書を受理いたしました。
- 1、監査委員から、地方自治法 第292条において準用する同法第235条の2の規定に基づく報告8件を受理いたしました。
- 1、会議規則第21条の規定に基づく発議案1件を受理いたしました。以上
- ○議長(大山一郎君)以上で、諸般の報告を終わります。
- 〇議長(大山一郎君)日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において指名いたします。竹内俊彦君、為広員史君、川原茂行君の3名を指名いたします。
- ○議長(大山一郎君)次に、日程第2、「会期決定の件」を議題といたします。今期定例会の 会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大山一郎君)御異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

- ○議長(大山一郎君)次に、日程第3「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第2条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席は、ただいま御着席の氏名標のとおり指定いたします。
- ○議長(大山一郎君)次に、日程第4、議案第1号から日程第11、議案第8号までを一括 議題といたします。副企業長の提案理由の説明を求めます。

高木副企業長。

(副企業長高木孝征君登壇)

〇副企業長(高木孝征君)今定例会に提案いたしました議案は、予算議案1議案、予算外議 案7議案の8議案であります。

お手元ご配付の「議案の概要」によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。まず、予算議案は、第1号「令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案」でございます。

2ページをお開き願います。補正予算の概要についてであります。債務負担行為の追加等でございます。まず、追加の「建設工事管理システム保守・運用業務委託契約」につきましては、令和4年1月から令和5年3月まで新たに委託契約を締結することに伴い債務負担行為を追加するものでございます。

次に、3年度当初予算で設定した「御殿配水池築造工事」につきましては、期間と限度額を変更するものでございます。期間につきましては、資材調達に当初見込みよりも日時を要することから1年間延長し、また、限度額につきましては、地盤改良工の追加等施工内容の変更、水道施設整備費に係る歩掛表の改定等で、1億4,900万円増額し、限度額を10億6,900万円とする変更を行うものであります。

予算議案の概要につきましては以上でございます。

次に、予算外議案についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。まず、第2号議案「香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案」でございます。次の2つの観点から、所要の改正を行うものです。

1つは、旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金について、用途の別及び金額の 見直し、基本水量の廃止等を行うものでございます。 もう1つは、地方自治法の一部改正により、社会全体のデジタル化を推進し、地方公共 団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用すること ができる環境整備を図ることを目的として、指定代理納付者制度に代えて指定納付受託者 制度が導入されたことに伴い、指定納付受託者による料金の納付の方法を可能とするもの でございます。施行期日は、令和4年4月1日等としています。

なお、旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金改定の内容につきましては、後ほど、補足資料により説明申し上げます。

次に第3号議案の「香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例及び香川県 広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案」は、水道事業の給水対象に 観音寺市凪瀬町(なぎせちょう)の区域を追加し、並びに当該区域における料金及び加入 金を定めるため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。施行期日は、公 布の日としています。

4ページをお開き願います。第4号議案の「香川県広域水道企業団情報公開条例及び香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案」は、「デジタル庁設置法」により「総務省設置法」の一部が改正されたこと等に伴い、関係条例について、引用している同法の条項を改める等の所要の改正を行うものでございます。施行期日は、公布の日としています。

次に第5号議案の「香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案」は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正され、並びに「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。施行期日は、公布の日としていますが、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の廃止に伴う部分は、規則で定める日としています。

5ページをご覧ください。第6号議案の「香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案」についてでございます。職員は、禁錮以上の刑に処せられた場合に当然に失職するところ、職員の適正な身分保障のため、地方公務員法上、条例で特別に定めることとされている失職の例外の対象を、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に見直すため、所要の改正を行うものでございます。施行期日は、公布の日としています。

6ページをお開き願います。第7号議案の「令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分」についてでございます。1の業務量につきましては、給水戸数、給水人口、年間給水量、いずれも前年度と同程度であります。年間有収水量については、水道メーターの検針サイクル統一の影響がありまして、この影響を除いた場合の推計値では、おおむね前年度と同程度であります。また、有収率は約88パーセントと微減となっております。

7ページをご覧ください。2の予算執行状況、(1)収益的収支についてであります。収支差引は、税込みで30億円余の黒字、給水収益は、税込みで216億円余であります。

8ページをお開き願います。(2)の資本的収支の支出のうち、建設改良費は、127億円余であります。また、建設改良費の翌年度への繰越額は85億円余で、その財源として、

(注2) のとおり、国庫補助金、企業債等で賄うこととしております。また、資本的収支の不足額は、104億円余で、(注1) のとおり、減債積立金等の積立金 26億円余、損益勘定留保資金 69億円余等で補てんするものであります。

9ページをご覧ください。3の経営成績及び財政状態、(1)経営成績であります。総費用は、202億600万円、総収益は224億2,400万円で、うち給水収益は、196億4,100万円、また、当年度純利益は22億1,800万円であります。

10 ページをお開き願います。(2)の財政状態であります。資産総額は、2,570 億 5,600 万円、実質負債は694 億 5,400 万円、資本は1,478 億 3,200 万円であります。

11ページをご覧ください。4の未処分利益剰余金の動き及び処分(案)であります。令和2年度末の未処分利益剰余金残高は、48億7,700万円で、処分(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。16億4,900万円を減債積立金に、6億200万円を建設改良積立金に、500万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、26億2,100万円を資本金に組み入れるものであります。

12 ページをお開き願います。5のキャッシュ・フローであります。令和2年度は、差引 22 億円余の減となり、期末残高は340億円余であります。

13ページをご覧ください。6の施設整備の概況であります。施設整備の事業費について、 令和2年度執行額は117億円余、翌年度繰越額は85億円余で、管路の新設、更新、浄水施 設の更新等を実施するものであります。これらの財源には、国庫補助金、企業債等を充て るものであります。 14ページをお開き願います。7の構成団体からの繰入金の状況であります。経年施設更新整備事業や椛川ダム建設等に係る出資金等、事業収益、資本的収入、合わせて9億円余を繰り入れたものであります。

15ページをご覧ください。「基本計画」における、旧事業体ごとの区分経理満了時の目標値につきまして、企業団全体での令和2年度末の実績値は、企業債残高の比率が2.76倍、内部留保資金の比率が1.34倍となっております。

水道事業会計については、以上でございます。

16ページをお開き願います。ここからは、第8号議案の「工業用水道事業会計」についてでございます。1の業務量につきまして、令和2年度の給水事業所数は、前年度より2事業所増えて40事業所、年間有収水量は2,129万立方メートル余で前年度と同程度であります。

17ページをご覧ください。2の予算執行状況、(1)収益的収支であります。収支差引は、税込み1億6,000万円余の黒字、給水収益は、税込み8億円余であります。

18ページをお開き願います。(2)の資本的収支の支出のうち、建設改良費は、2億5,500万円余であります。また、建設改良費の翌年度への繰越額は4億5,800万円余で、その財源として、(注2)のとおり、国庫補助金等で賄うこととしております。また、資本的収支の不足額は、3億1,700万円余で、(注1)のとおり、積立金1億9,300万円余、損益勘定留保資金1億100万円余等で補てんするものであります。

19 ページをご覧ください。3の経営成績及び財政状態、(1)経営成績であります。総費用は、6 億 2,400 万円、総収益は7 億 6,200 万円で、うち給水収益は、7 億 2,700 万円、また、当年度純利益は1 億 3,800 万円であります。

20 ページをお開き願います。(2)の財政状態であります。資産総額は、98 億 4,000 万円、 実質負債は27 億 2,100 万円、資本は62 億 7,100 万円であります。

21 ページをご覧ください。4の未処分利益剰余金の動き及び処分(案)であります。令和2年度末の未処分利益剰余金残高は、3億3,100万円で、処分(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。4,500万円を減債積立金に、600万円を建設改良積立金に、8,700万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、1億9,300万円を資本金に組み入れるものであります。

22ページをお開き願います。5のキャッシュ・フローであります。令和2年度は、差引

1億900万円の減となり、期末残高は18億8,600万円であります。

23 ページをご覧ください。6 の施設整備の概況であります。施設整備の事業費について、 令和2年度執行額は2億4,200万円、翌年度繰越額は4億5,800万円で、管路の更新を実 施するもので、これらの財源には、国庫補助金等を充てるものであります。

次に、「旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金改定」について、ご説明させてい ただきます。

25 ページをお開きください。施行期日は、令和4年4月1日からでございます。料金水準は、全体として改定率10%を目指します。料金体系は、令和10年度からの統一料金を見据え、用途別から口径別へ移行いたします。

26ページをお開きください。料金改定のイメージでございます。「改定概要」といたしまして、料金水準は、供給単価1立方メートル当たり171円が、10%増の188円となります。料金体系は、口径別に移行しますが、「使用水量173立方メートル以上3,590立方メートル未満の事業用Bの一部」と「使用水量3,590立方メートル以上の事業用C」につきましては、激変緩和を図るため、段階的に口径別に移行することとし、今回の改定では「事業用」の用途を残しております。

これを具体化した料金表については、28ページ、29ページをお開きください。

左が旧料金表、右が新料金表でございます。改定後の新料金では、基本料金と従量料金の2部料金制となります。これまでの基本料金には、一定の使用水量までは定額となる基本水量を設定していましたが、これについては、単身世帯の増加などにより、基本水量の範囲内での利用者が増加しており、こういった方々の不公平感を解消するため、廃止することとしました。従量料金については、これまでと同様、使用水量が多くなるほど、単価が逓増するよう設定しています。

27 ページにお戻りください。今回の料金改定による用途別の影響度を記載しています。 改定前後の供給単価の比較では、全体では、表の最下段に記載しているとおり、109.9%となります。改定後の「一般用」全体では109.9%ですが、このうち改定前の「家庭用」は、「自治会・集会所用」、「事務所用」等と統合し、「一般用」に一本化することに伴い、113.1%となっています。なお、13mmの口径のご家庭で、1カ月20立方メートル使用の場合、改定前2,940円から改定後は3,300円となります。一部残すことといたしました「事業用」では、110.1%となっています。このうち、改定前の「事業用B」は、比較的小規模な事業者を対象としており、今回の改定では改定率は抑えられていますが、大口の利用者を対象 としている「事業用C」は、これまで料金を低く設定してきており、令和 10 年度に予定している県内統一料金の際、急激な増額となることを回避するため、今回、20%を超える改定を行うこととしています。予算外議案の概要については、以上でございます。

次に、報告事項について、ご説明させていただきます。いずれも決算に関連するものです。

31ページをお開きください。令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算及び工業用水道事業会計予算の繰越しについてでございます。まず、水道事業会計の営業費用につきましては、6,000万円を翌年度に繰り越すものであります。

32 ページをお開きください。建設改良費につきましては、上の表のとおり82億2,100万円を翌年度に繰り越すもので、その主な内容としましては、(注)のとおり、管路施設整備等であります。なお、繰越理由といたしましては、地元や関係機関との協議・調整に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったことなどでございます。そのほか、下表のとおり、いわゆる事故繰越として、3億2,700万円があります。

次に、33ページをご覧ください。工業用水道事業会計の営業費用につきましては、3,000 万円を翌年度に繰り越すものであります。

34ページをお開きください。また、建設改良費につきましては、4億5,000万円を繰り越すもので、その主な内容としましては、管路施設整備等であります。なお、繰越理由といたしましては、関係機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったことなどでございます。そのほか、下表のとおり、いわゆる事故繰越として、1,000万円があります。

35ページをご覧ください。資金不足比率の報告であります。水道事業会計、工業用水道 事業会計とも、資金不足の状態にはございません。続きまして、債権の放棄についてご報 告させていただきます。

36 ページをお開き願います。香川県広域水道企業団債権管理条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、水道料金債権等 5,200 万円余を、令和 3 年 3 月 31 日に放棄したものであります。放棄した主な理由は、消滅時効にかかる時効期間が経過したものであり、そのほか、債務者の死亡や破産等にかかるものであります。報告事項については、以上でございます。

続きまして、基本計画ローリングについてご説明いたします。昨年 11 月に基本計画の「施設整備計画」及び「財政収支見通し」について見直しを行ったところでありますが、今般、令和2年度決算等を踏まえ、時点修正を行いましたので、その結果について、ご説

明いたします。お手元の資料「香川県水道広域化基本計画(施設整備計画及び財政収支見通し)のローリングについて」をご覧いただきたいと思います。

1ページをお開き願います。はじめに、概要についてご説明いたします。

まず、経営状況でございます。料金収入については、有収水量を現計画ベースとして試算したところ、現計画とほぼ同額の約1,971億円としており、損益の累計は約205億円と一定の利益は確保できると見込んでおります。次に、施設整備計画については、下の表をご覧下さい。昨年11月の現計画と今回ローリングの増減比較をしております。①広域は、ほぼ異同ありません。また、②経年更新は29億円余の減額となりますが、③その他建設改良、これには、表の下、※1のとおり法定耐用年数を経過していない管路に係る「道路事業関連等に伴う支障移転」、実質的な更新となりますがこうした工事を含んでおりまして、この③を含めた施設整備総額では、現計画とほぼ同額の1,528億円余を見込んでいます。次に、概要の三つ目、令和9年度の区分経理満了時に遵守すべき2つの指標でございます。状況としては厳しさを増しています。

2ページをご覧下さい。次に、施設整備計画の主な増減事由について、ご説明をいたします。②経年更新については、③その他建設改良を含め事業費平準化等を踏まえ、年度間調整、令和10年度以降への先送りを行っています。ただし、基本計画に示す基幹管路の耐震化については、耐震化率に留意しつつ、着実な推進を図ることとしています。

特記事項については、令和 10 年度以降の施設整備を視野に入れた取り組みとして、料金統一の算定にも必要となる、広域施設整備及び経年更新に係る次期計画策定に向け、現計画の精査及び必要な基礎資料の作成に取り組んでいます。そのうち広域施設整備については、今年度は、比較的規模の大きい浄水場が点在する中讃地区を対象に実施し、他地区についても来年度以降順次行うこととしています。

「2 財政収支見通し」についてご説明します。別紙の財政収支試算を合わせてご覧いただければと思います。

まず、(1)全体でございます。有収水量については、ローリングに当たり、新型コロナウイルス感染症の影響も含め先を見通すことが困難でありますことから、現計画をベースに見直した結果、11億700万立方メートルと見込んでいます。次に目標指標でございます。まず、内部留保ですが、ローリングに当たり、表の下の※印のとおり、令和9年度末で約30億円残る見通しの修繕引当金について特別利益化を行い、内部留保として計上しておりますが、それでも現計画より悪化しております。次に、企業債残高は3.46倍と若干数値が

よくなっておりますものの、厳しい状況が見込まれるところであります。次に供給単価ですが、1立方メートル当たり178円と現計画より微減となっています。

3ページをお開き下さい。次に(2)個別事業体の対応ですが、料金改定について、先程 ご説明したとおり、東かがわ事業体が来年4月から、また、土庄事業体が再来年の令和5 年4月から料金改定を予定しておりまして、さらに、両事業体とも それぞれの市、町か ら繰出金をお願いしております。

「3 その他重要事項」として、まず、五名ダム再開発事業における新規水道用水の水源確保については、平成28年度に東かがわ市において引き続き位置付けておりましたが、企業団において、今般、将来人口推計に基づく水需要予測を行ったところ、既存の水源で対応できる結果となったことから、五名ダム再開発事業に参画しないこととします。一方、早明浦ダムを水源とする香川用水の取水制限が頻発化する中、早明浦ダムの枯渇に伴う異常渇水時の県民生活への影響を緩和するため、五名ダム再開発事業において、新たな備蓄水源の確保に向け、県とダム計画の見直しも含め、検討を進めたいと考えています。

次に、水質検査室の統廃合について、ご説明いたします。香川県水道広域化基本計画では、現在3か所、川添・綾川・丸亀にある水質検査室を順次統合する計画となっています。このうち、東地区については、高松市の川添浄水場に併設されている既存施設を活用することとし、また、西地区については、中讃ブロック統括センター内の中西部、丸亀・善通寺・琴平付近に設置する方向としていますが、先程説明いたしました現行施設整備計画の精査の中で、検討していく必要があり、なお日時を要することになると考えています。

最後に、「4 中・長期的取組み」でございます。まず、新型コロナウイルス感染症の影響も含め先を見通すことが困難でありますことから、令和9年度まで、毎年度ローリングを行い、確認することで、9年度末に目標指標が達成できるよう、その都度対応してまいりたいと存じます。また、令和10年度以降の施設整備計画及び財政収支見通しの策定に当たっては、来年度には令和10年度の料金統一化に向けた検討をスタートさせたいと存じており、このスケジュールと整合性をとるように、作業を進めてまいる所存です。

基本計画のローリングについては、以上でございます。

以上、提案いたしました議案等につきまして、その要旨をご説明いたしました。議員の 皆様方におかれましては、ご審議のうえよろしくご議決賜りますようお願い申し上げまし て、説明を終わります。

(降壇)

○議長(大山一郎君)以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして、代表監査委員から決算審査及び資金不足比率の審査について概要説明があります。

石垣代表監査委員。

(代表監查委員石垣佳邦君登壇)

○代表監査委員(石垣佳邦君)令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水 道事業会計決算等について審査を行いましたので、その結果につきまして御説明申しあげ ます。

資料は、「令和2年度香川県広域水道企業団決算審査意見書」、「令和2年度決算に基づく 香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書」の2分冊になっております。

まず、お手元の「令和2年度香川県広域水道企業団決算審査意見書」の1ページをお開 きください。

決算審査に当たりましては、第1の3「審査の方法」にありますように、決算関係書類の計数の正確性を確認するとともに、予算の執行等が合理的かつ効率的に行われたかどうかを主眼とし、決算書、関係諸帳簿等を照合するとともに、定期監査及び例月出納検査の結果も参考にし、多角的な視点から審査を行いました。

第2の1「審査の結果」に記載のとおり、決算書、関係諸帳簿等は、地方公営企業法及び 関係法令に基づいて適正に作成されており、当年度における経営成績及び当年度末の財政 状態を適正に表示していると認められました。

また、予算の執行及び事業の管理に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って 適正に行われ、財政の健全かつ円滑な運営が確保されていると認められました。

続いて、「令和2年度決算に基づく香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書」をお 開きください。

水道事業会計及び工業用水道事業会計の資金不足率につきましては、中段の「第4審査の結果及び意見」に記載のとおり、いずれも資金不足の状況にはなっていないことを確認しております。

以上をもちまして、令和2年度の決算審査などの概要説明を終えさせていただきます。 (降壇)

○議長(大山一郎君)以上で、決算審査等の概要説明を終わります。

ただ今より、質疑及び一般事務に関する質問を行います。

通告のありました、樫昭二君の発言を許可いたします。 樫昭二君。

(樫昭二君登壇)

〇樫昭二君 香川県議会から選出されました樫と申します。企業団議会の議員は初めてで ございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、5点にわたってお尋ねを したいと思います。

第1点目は、自己水源を守ることについてであります。香川県は、降水量が少ないため 渇水に悩まされ続けてまいりました。記憶に新しいところでは、平成6年の大渇水。早明 浦ダムが干上がり、高松砂漠といわれるような日照りが続き、水道が長期に断水をいたし ました。この時の教訓は、早明浦だけに頼っていたのではいけない。自己水源を確保して おくことが重要ということだったと思います。

その後、県が渇水対策として、300万トンの宝山湖の非常用水源を確保しましたが、それとて最近の異常気象をみれば万全とはいえないと思います。ところが、企業団は、現在71ある浄水場を統廃合し38の浄水場にするとのことでありますが、本当に大丈夫でしょうか。現在、香川用水と自己水源との比率は5:5と聞いておりますが、統廃合された場合にはどうなるのでしょうか。

自己水源は放棄すべきではなく、有効に活用すべきと思います。香川用水への依存を強め、自己水源比率を下げることは、本県の将来に禍根を残すことになるのではないかと危惧するものでありますがいかがでしょうか。

2点目は民間への業務委託が進んでおりますが、住民に安全な水を供給するという本来の水道事業が守れるのかについてであります。聞くところによりますと、企業団になってから、業務の民間への委託が大きく進んでいるといわれています。検針、窓口受付、料金徴収、滞納処理、夜間・休日受付などの業務がありますけれども、民間への業務委託状況をお示しください。

また、浄水場の運転業務は高度な専門性を有する業務でありますが、この業務も、今年度より琴平、観音寺が民間に委託され、企業団職員による浄水場の運転は大きく減少しているといわれております。私はこのような民営化の流れが大きくなるなかで、住民に安全な水を供給するという本来の水道事業が守れるのかという点で不安に思いますが、いかがでしょうか。

業務委託には、ヴェオリア・ジェネッツ、メタウオーター、Jチームなどが参入しておりますが、こうしたことがコンセッション方式による民営化に進むことはないのでしょうか。この点についてもはっきりさせていただきたいと思います。

3点目は東かがわ市、土庄町での料金値上げについてであります。各市町、旧事業体ご

とに財政の標準化をするという方針で、料金収入に対する内部留保資金と企業債残高の目標値を達成することになっており、それが困難な市町には、2028年の統一料金までに、料金値上げや市町からの繰出金を拠出しなければならないとのことでありますが、現時点では、東かがわ市、土庄町が対象になっています。それ以外の市町でも、これからの状況によっては、そうなることもあり得るのかどうかお示しいただきたいと思います。

企業団に移行して3年、水道事業がみえない、市町議会・住民との接点がないとの声が 上がっておりますが、県民にとって命の源である水の情報が伝わらなくなっているのでは ないか。県民に開かれた水道事業、県民に見える水道事業にすべきと思いますが、この点 についてお示しいただきたいと思います。

4点目は水の流れ、水道施設の現状が、県民に分かるような情報公開を行うことについてであります。どこから来た水を飲んでいるのか、水道の耐震化が自分の住んでいるエリアではどこまで進んでいるのか、浄水施設はどうなっているのかなどの情報が得られるよう、ブロック毎のホームページや広報誌で公開すべきではないでしょうか。

また、今年度から開催の経営懇談会は有識者の意見を聞くとなっておりますが、一般県 民からの公募も入れるべきではないでしょうか。

コロナ禍の下、延期になっております地区別意見交換会も早急に開くべきと思いますが、 この点についても明らかにしていただきたいと思います。

5点目、最後ですが、西讃ブロック内での産廃処理施設の設置への対応についてであります。三豊市財田町に設置が計画されている産廃処理施設は、財田川上流に産廃処理水、日量最大 120 トンが放流予定となっており、その下流の周辺井戸を水道水源として取水し、樋盥(ひだらい)浄水場、茂木浄水場で浄水されております。その水量は、三豊市の約 23%、観音寺市の約 25%を占める水量で、両市民の飲み水に大きな影響を与えるものであります。この点についての環境影響評価はどうなっているのでしょうか。

住民の健康を損なうものであってはならないと思いますが、どう対処するとお考えなの かお示しをいただきたいと思います。以上で質問を終わります。

(降壇)

〇議長(大山一郎君)理事者の答弁を求めます。

浜田企業長。

(企業長浜田恵造君登壇)

〇企業長(浜田恵造君) 樫議員の御質問にお答えいたします。まず、自己水源の確保につい

てであります。

平成29年8月に策定した香川県水道広域化基本計画においては、水道施設等の効率化により、水道事業の基盤を強化し、円滑な水融通を行うため、浄水場等の施設の統廃合も含め、必要な施設を整備する計画としております。

この中で、浄水場の統廃合に当たっては、廃止する浄水場で使用している水源について も、水量や水質等に問題がないものについては、他の浄水場へ新たに導水管を整備して導 水するなど、有効に活用することとしております。

香川用水と自己水源の比率については、令和2年度の年間給水量約1億2,726万トンでは、香川用水が約51%、自己水源が約49%となっております。一方、一日の需要量が最大水量となった8月20日の実績約38万トンでは、香川用水が約49%、自己水源が約51%となっております。

また、計画満了時の令和 10 年度の一日最大水量は、昨年 11 月に行った基本計画の見直 しでは、約 37.7 トンと推計され、香川用水が約 50%、自己水源が約 50%と、概ね現況と 変わらない見込みとなっております。

渇水対策として、既存の自己水源を有効活用することは重要と考えており、香川用水の 取水制限の頻発化を踏まえ、引き続き、自己水源として活用が可能となる井戸についても、 渇水時の備えとして存続することとしております。

今後とも、自己水源の確保はもとより、水融通が可能となる広域水道施設整備を着実に 進め、安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

次は、業務委託とコンセッション方式の導入についてであります。

各ブロック統括センターの営業関係業務の一部につきましては、職員配置や区分経理の 状況などを踏まえ、ブロック毎に委託内容を決定し、お客さまサービスの均一化と向上を 図っております。主な委託業務は、東讃、高松、中讃、西讃では、水道メーターの検針、窓 ロ収納、滞納整理、開閉栓作業、夜間や休日の受付けであり、小豆では、検針のみを委託し ております。

また、浄水施設等の運転・維持管理については、企業団職員の技術の継承を目的として、 一部の施設では職員が直接業務に従事しておりますが、経営資源に限りがある中、施設運用の効率化と維持管理についてより高いレベルで統一化を図り、安心・安全な水道水を安定的に供給していくためには民間の技術力の活用が必要と考え、企業団一括で業務委託を行ったものであります。

なお、議員御指摘のコンセッション方式の導入については、「香川県水道広域化基本計画」 においても予定しておらず、その後、構成団体である各市町からも、そのような御意見は 伺っておりません。

次は、水道料金の改定と住民への情報提供についてであります。

昨年、施設整備計画及び財政収支見通しの見直しを行い、また、今年度では、令和2年 度決算等を踏まえたローリングを行ったところです。

その結果、東かがわ、土庄の両事業体については、施設整備の着実な推進と2つの指標の達成が困難となっておりますことから、料金改定を行う予定でございますが、その他の事業体につきましては、現時点では料金改定を予定しておりません。

なお、基本計画につきましては、令和9年度まで毎年度ローリングを行い、確認することで、9年度末に各事業体の目標指標が達成できるよう、適切に対応してまいります。

また、住民への情報提供につきましては、企業団の事業を水道利用者の皆様に御理解いただくために、企業団ホームページを開設し、適時に情報発信を行っているほか、広報紙「かがわ水まち通信」を発行し、県内給水区域の全世帯に配布しております。

一方で、地域の皆様から広く意見を伺うことを目的として、ブロック統括センター毎に 地区別意見交換会を設置しているところであります。

なお、料金改定等重要事項については、当該市町の議会には直接説明し、御意見を伺っているところです。

引き続き、利用者の皆様への情報提供に努めるとともに、利用者の皆様の御意見を企業 団の運営に反映させてまいりたいと考えております。

なお、そのほかの御質問につきまして、高木副企業長からお答え申し上げます。

(降壇)

〇議長 (大山一郎君) 高木副企業長。

(副企業長高木孝征君登壇)

○副企業長(高木孝征君) 樫議員の御質問にお答えいたします。まず、水道事業の情報発信等についてであります。

企業団では、主な水源や浄水場の概要、水質管理体制などを紹介するパンフレットを作成し、その一部は、企業団ホームページや広報紙にも掲載しているところです。今後、掲載情報の拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、経営懇談会については、専門的な知見を企業団経営に資することを目的として設置したものであり、委員には、学識経験者や消費者団体、婦人団体、商工団体等の方にご就任いただいております。

一方で、各ブロックに設置している地区別意見交換会は、一般公募により選出された委員にもご参加いただいており、ここでの議論を経営懇談会での協議に反映してまいりたい と考えております。

なお、地区別意見交換会については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、開催 の準備を進めているところであり、全ブロックにおいて、できるだけ早期に開催する予定 といたしております。

次は、西讃地区で計画されている産業廃棄物処理施設の水道事業への影響についてであります。

お尋ねの施設については、本年 5 月 28 日に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、管理型最終処分場の設置許可が香川県に申請されております。三豊市財田町内で、燃え殻、汚泥等 17 万 1,000 立方メートルの産業廃棄物を 28 年間の予定で埋立を行うもので、埋立処理に伴い発生する排水については、水処理施設により処理したうえで、下流水路を経由して、二級河川財田川に放流する計画となっています。

環境影響評価については、県から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき施設設置事業者が行う生活環境影響調査で、財田川の水質に及ぼす影響を予測した結果、現況の水質とほとんど数値の変化はなく、引き続き環境基準も達成される見込みとなっている。」と伺っています。

議員御指摘のとおり、企業団では、当該計画施設から処理水が放流される財田川下流の周辺井戸を水源地として取水していることから、排水の処理計画や管理体制等の確認を行うとともに、計画を超える想定外の豪雨時等における緊急連絡体制の確保や水道水源に異常が起きた場合の処理水の放流停止に関する意見書を7月26日に県に提出したところです。

今後とも、生活環境の保全上関係のある地元三豊市や観音寺市及び県と連携し、必要な 措置が適切に講じられるよう努めてまいります。

(降壇)

○議長(大山一郎君) 理事者の答弁は終わりました。

以上で、通告による質疑及び一般事務に関する質問は、終わりました。

お諮りいたします。

これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大山一郎君)これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたします。

○議長(大山一郎君) 日程第4、議案第1号から日程第11、議案第8号までに対する討論 は、通告がありませんので、これより、議案の採決に入ります。

まず、議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。 (賛成者起立)

○議長(大山一郎君)起立多数、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(大山一郎君)次に、議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立 を求めます。

(賛成者起立)

- ○議長(大山一郎君)起立多数、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
- ○議長(大山一郎君)次に、議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立 を求めます。

(賛成者起立)

- ○議長(大山一郎君)起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
- ○議長(大山一郎君)次に、議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立 を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君)起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(大山一郎君)次に、議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立 を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君)起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(大山一郎君)次に、議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立 を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君)起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(大山一郎君)次に、議案第7号及び第8号を一括して起立により採決いたします。 これらの2議案を、いずれも原案のとおり認定、可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君)起立多数、よってこれらの2議案は、いずれも原案のとおり認定、可 決することに決定をいたしました。

○議長(大山一郎君)次に、日程第12、発議案第1号、香川県広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

本発議案の提出者及び案文は、配付のとおりであります。

○議長 (大山一郎君) お諮りいたします。

本発議案については、提出者の説明を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大山一郎君)御異議なしと認め、そのように決定いたします。

本発議案については、討論の通告がありませんので、直ちに起立により採決いたします。 本発議案第1号を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君)起立全員、よって本発議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(大山一郎君)以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます。 御起立願います。御一礼願います。

(互礼)

○議長(大山一郎君)御着席ください。これをもって、今期定例会を閉会いたします。

午後3時24分閉会

会議録署名議員

議 長 大山一郎

議 員 竹内俊彦

議 員 為 広 員 史

議 員 川 原 茂 行